

番号	1、
項目	「大阪府国保運営方針」は地方自治法第245条の4第1項に基づく「技術的助言」であり、法的拘束力を持つものではなく、法定外任意繰り入れはこれまで通り貴自治体の裁量で行うことができる。「国保府内統一化」を中止するよう大阪府に強く求め、貴自治体としてただちに基金・剰余金、法定外繰り入れなどを活用して国保料を協会けんぽ並みに引き下げること。保険料・<u>一部負担金の減免制度を拡充すること。</u> (回答) 療養の給付を受ける場合の一部負担金は、保険財政の安定的な運営を行うとともに、療養の給付を受ける被保険者その他の被保険者との受益と負担の公平を図る観点から、国民健康保険法の定めるところにより、療養の給付を受ける際に負担することとされています。 一方で、「特別な理由」がある被保険者に限っては、保険医療機関等により一部負担金を支払うことが困難であると認められる場合、一部負担金の減免や徴収猶予を行うことができることとされており、その特別の理由として、厚生労働省通知において、災害や、失業等により収入が著しく減少したとき等と規定されています。また、「大阪府国民健康保険運営方針」においても、法の趣旨に則り、府内統一基準として、災害や失業等の特別の理由がある場合に、一部負担金の減免または徴収猶予を行うことができると定められています。 このことから、本市におきましても、大阪市国民健康保険条例及び同施行規則において、災害により重大な損害を受けたときや、事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したことにより、一部負担金を支払うことが困難であると認められる被保険者の方に対して、一部負担金の減免、徴収猶予を行っています。 (下線部について回答)
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（給付） 電話：06-6208-7967

番号	1、2、
項目	1、「大阪府国保運営方針」は地方自治法第245条の4第1項に基づく「技術的助言」であり、法的拘束力を持つものではなく、法定外任意繰り入れはこれまで通り貴自治体の裁量で行うことができる。「国保府内統一化」を中止するよう大阪府に強く求め、貴自治体としてただちに基金・剰余金、法定外繰り入れなどを活用して国保料を協会けんぽ並みに引き下げること。<u>保険料・一部負担金の減免制度を拡充すること。</u> 2、国保料の所得減少減免について、<u>所得確認資料として申請者が作成した集計表や帳簿など所得が確認できる資料で認めること。一律・機械的な運用はやめ、申請者に寄り添った柔軟かつ丁寧な相談を行うこと。収入状況申告書は、事実発生(収入減少)月と申請月の組み合わせによって記入が複雑になり分かりにくい。申請者と区職員に多大な負担を押し付ける運用は直ちに見直し、他市にならって分かりやすく簡素な様式に改めること。</u>
	(回答) 保険料の全額負担が困難な世帯につきましては、「大阪府国民健康保険運営方針」における「府内統一基準」に基づき、災害を理由に所得割保険料、平等割保険料及び均等割保険料を減免する制度のほか、倒産、退職、営業不振等を理由に、所得が前年と比較して3割以上減少した世帯等に対し、所得割保険料を減免する制度を実施しているところです。 減免申請の受付・審査は各区役所で行っており、日頃からきめ細かく丁寧な対応を行っています。また、減免申請の際には、減免可否及び所得減少率を適正に判定するため、必要書類等を求めているところです。 (下線部について回答)
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保険） 電話：06-6208-7964

番号	1、7
項目	1、<u>「大阪府国保運営方針」は地方自治法第245条の4第1項に基づく「技術的助言」であり、法的拘束力を持つものではなく、法定外任意繰り入れはこれまで通り貴自治体の裁量で行うことができる。「国保府内統一化」を中止するよう大阪府に強く求め、貴自治体としてただちに基金・剰余金、法定外繰り入れなどを活用して国保料を協会けんぽ並みに引き下げること。保険料・一部負担金の減免制度を拡充すること。</u> 7、<u>以下、国へ求めること。</u> ・<u>「こども・子育て支援金」は少子化対策の財源を国保など医療保険料への上乗せ徴収で賄うもので、さらなる負担増と分断をもたらす。子ども・子育て支援の財源を社会保障の負担増や給付減で賄うことはやめること。</u>
(回答) 国民健康保険の事業運営は、保険料と国庫支出金等で賄う仕組みとなっており、事業を安定して運営していくためには、保険給付費等の伸びに応じて、被保険者の方にも応分の負担をお願いすることになります。 平成30年度の国民健康保険の都道府県単位化に伴い、大阪府においては、「大阪府国民健康保険運営方針」に基づき、府内市町村の保険料は、被保険者間の負担の公平性の観点から、府内のどこにお住まいでも「同じ所得・同じ世帯構成」であれば「同じ保険料額」とすることとしており、本市としても、令和6年度に府内統一保険料率とする府の方針に沿った対応を行ってきたところです。 令和6年度以降は、前述の府の方針に基づき、これまで行ってきた市独自の保険料抑制策を講じることができなくなりましたが、大阪府において、府内統一保険料率の抑制・平準化を図るため、市町村において保険料の抑制等に使われてきた財源を大阪府に集約し、有効に活用することなどによる、財政調整事業の取組を実施しており、大阪府と本市を含めた代表市町村等で構成する「広域化調整会議」等において、引き続き検討を進めてまいります。 また、国に対し、高齢化の進展による保険料負担の急増や中間所得者層の保険料負担の緩和、今後の医療費の増嵩などに耐え得る財政基盤の強化を図るため、更なる財政支援の拡充を求めるとともに、医療保険制度間の保険料負担の公平化を図り、長期的に安定した制度となるよう、国民健康保険の都道府県単位化にとどまらず、医療保険制度の一本化などの制度の抜本的な改革の実施について、引き続き国に要望を行ってまいります。 なお、子ども・子育て支援金制度につきましては、高齢者や低所得者の加入割合が高い国民健康保険の被保険者へ過度な負担を強いることがないよう、国において十分な財政措置を講じることを要望しています。 (下線部について回答)	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（管理） 電話：06-6208-7961

番号	3、
項目	国保に傷病・出産手当を創設し、全ての国保加入者を支給対象とすること。
(回答) 傷病手当金及び出産手当金の制度は、協会けんぽなどの被用者保険においては、健康保険法に基づく法定給付として、被保険者が病気・けがまたは出産のため労務不能となり、一時的に事業者から支払われる給与が減少となった場合に、これらのある程度補填し、生活保障を行うことを目的として、期間等の要件を定め支給されています。 一方、国民健康保険の場合、加入者には様々な就業形態の方がおられ、収入減少の状況が様々であることから、国民健康保険法で定める任意給付とされているところです。また、所得補填として妥当な支給額の算出が難しいこと、多様な被保険者間の公平性や財源の確保を図る必要があること等の様々な課題があり、本市を含め全国の市町村国保ではこれまで実施しておりません。 国民健康保険における傷病手当金及び出産手当金の対応については、引き続き国の動向を注視してまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（給付） 電話：06-6208- 7967

番号	4、
項目	特定健診の受診率向上のため健診項目の充実や助成額の拡充など実効性のある施策を行うこと。
(回答) 大阪市国民健康保険では、特定健診の受診啓発について、対象となる全ての方に受診券、国保健診ガイド（パンフレット）、お住まいの区の取扱医療機関・集団健診会場一覧を送付し、受診を勧奨しています。また、特定健診の受診率向上に向けて、未受診者全員に対してSMSや受診勧奨はがきの送付、受診者に対しておおさか健活マイレージ「アスマイル」の市町村独自ポイントの付与等の取組を実施しています。 令和7年度より国保人間ドックの無料対象者年齢の拡大や、特定健診の必須項目に視力・聴力等を追加した「国保プラス健診」を実施してまいりました。令和8年度についても、継続的に取り組み、より効果的な受診勧奨となるよう検討を進めてまいります。 (参考) 大阪市特定健康診査受診率（令和6年度実績）：25.8%	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保健事業） 電話：06-6208- 9876

番号	5、
項目	・「マイナ保険証」取得の有無にかかわらず、全ての被保険者に資格確認書を届けること。
(回答) マイナンバー法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和6年12月2日以降、保険証は新たに発行されなくなり、医療機関で受診等する際は、保険証の利用登録がなされたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」といいます。）を基本とする仕組みに移行しました。 法令等においては、各保険者は、マイナ保険証をお持ちの方には、ご自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう「資格情報のお知らせ」を、マイナ保険証をお持ちでない方には、引き続き保険診療を受けられるよう世帯主の申請に基づき「資格確認書」を交付することとされています。 なお、厚生労働省通知において、当面の間はマイナ保険証をお持ちでない方には、申請によらず資格確認書を交付することとされました。 本市の国民健康保険におきましても、当該通知に基づき、同様の運用を行っているところです。 本市といたしましても、引き続き市民の方々に安心して「マイナ保険証」をご利用いただけるよう、マイナ保険証を基本とする趣旨やメリットについて丁寧な広報・周知に努めているとともに、国民が納得できる丁寧な説明や制度の周知徹底を図るよう国に要望しているところです。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保険） 電話：06-6208-7964

番号	5、
項目	1 年以上の滞納世帯に対して医療機関の窓口で 10 割負担を課す制裁措置(特別療養費の支給)は行わないこと。万一行う場合でも、18 歳未満の子どもと病気や事業の休廃止など「特別の事清」がある者は対象外であることを徹底し、機械的な運用で被保険者の受療権を侵害することがないよう「納付勧奨」「『特別な事清』の聞き取り」を丁寧かつ慎重に行うこと。交付後も「特別の事情」が確認できれば直ちに資格確認書へ切り替えること。
(回答) 特別の事情もなく、長期（1 年以上）にわたって滞納している世帯に対しては、国民健康保険法の定めにより、特別療養費の適用を行うこととなりますが、その際にも、まず文書等で区役所窓口への来庁勧奨を繰り返し行い、来庁できない事情のある方についても、個々の実情把握に努めるとともに、弁明の機会を設け、世帯主及び世帯員の疾病や世帯主の事業の休廃止等の「特別の事情」に該当しないか、丁寧かつ慎重に審査を行っています。 また、特別療養費の適用後についても、「特別の事情」が確認できれば適用の対象外とします。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（収納） 電話：06-6208-9872

番号	6、
項目	被保険者から納付困難の申出があれば申請がなくても納税緩和措置を案内し、積極的に活用すること。差押え禁止対象額の増額を踏まえ、生活と営業を脅かす徴収は行わないこと。給与や売掛金が振り込まれた口座は差押えしないこと。
(回答) 保険料の全額負担が困難な世帯につきましては、「大阪府国民健康保険運営方針」における「府内統一基準」に基づき、災害を理由に所得割保険料、平等割保険料及び均等割保険料を減免する制度のほか、倒産、退職、営業不振等を理由に、所得が前年と比較して3割以上減少した世帯等に対し、所得割保険料を減免する制度を実施しています。 市町村が行う保険料の減免につきましては、法令等の規定に基づき、条例の定めるところにより申請によって減免することとされています。このため、所得減少減免につきましても、減免を受けようとする月の納期限までに申請書を提出いただいているところです。引き続き適正に実施してまいります。 また納付義務者等の置かれた状況を十分に配慮し、徴収猶予についても適切に対応することとしており、必要に応じて生活困窮者自立支援制度等ほかの制度へつないでいます。 保険料滞納世帯に対しては、文書送付や電話などにより接触を図り、納付相談、納付指導を行う中で、個々の事情の把握に努めるとともに、必要に応じて先に述べた減免制度をお示しするなど、日頃からきめ細かく丁寧な対応を行っています。 なお減免制度につきましては、6月の国民健康保険料決定通知書送付時に制度案内のビラを同封するとともに本市ホームページにて周知を行っており、減免申請書もホームページからダウンロードすることが可能です。 保険料を納めていただけない世帯に対しては、関係法令に基づき財産調査を行い、その結果財産が判明した場合には、判明した財産が差押禁止財産に該当しないことやその財産の状況などを慎重に審査した上で、まず差押予告を行い、保険料滞納世帯との接触を図り、個々の事情を十分お聞かせいただくとともに自主的な納付を促しています。 それでもなお、特別な事情がないにもかかわらず、保険料を納めていただけない場合は、関係法令に基づき適正に差押等の滞納処分を行っています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保険） 電話：06-6208-7964 福祉局 生活福祉部 保険年金課（収納） 電話：06-6208-9872

番号	7、
項目	・公費 1 兆円を投入し、均等割・平等割を廃止すること。所得割の計算は旧但し書き方式から住民税方式に改めること。
(回答) 平成 30 年度からの国保の都道府県単位化にあたり、市町村は、保険料算定方法など都道府県が定める運営方針を踏まえた国保運営に努めるものとされており、府内市町村の保険料率については、被保険者間の負担の公平性の観点から、府内のどこにお住まいでも、「同じ所得、同じ世帯構成」であれば「同じ保険料額」とすることとしています。 本市におきましても、府の運営方針に沿った対応とし、令和 6 年度に府内統一保険料率としたところです。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保険） 電話：06-6208-7964

番号	7.
項目	・外国人排除・差別につながる国民健康保険料の前納制は実施しないこと。
(回答) 国民健康保険料の収入確保は、財政面に加え、被保険者の負担の公平性を確保するうえでも重要であり、適切な収納対策を講じることは保険者の責務であると認識しています。 収納対策は、外国人に限らず、滞納のあるすべての世帯を対象として、慎重に実施しています。 前納制度などの導入については、影響や運用上の課題を踏まえ、今後も慎重に検討します。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（収納） 電話：06-6208-9871

番号	7、
項目	・受診抑制や治療断念につながる「高額療養費」の負担限度額引き上げはやめること。
(回答) 国民健康保険の高額療養費に係る支給要件、支給額その他支給に関して必要な事項については、国民健康保険法施行令（以下「国保令」といいます。）において規定されております。国民健康保険の保険者として、今後とも全国の市町村と同様に、国保令の規定に基づき高額療養費を計算し、支給業務を行ってまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（給付） 電話：06-6208- 7967

番号	7、
項目	・議員による”国保逃れ”の実態を徹底的に追及し、不正をさせない仕組みを強めること。
(回答) 国民健康保険法では、他の公的医療保険制度に加入されている方は、国民健康保険の被保険者としなないこととされています。 国保の被保険者が被用者保険の資格を取得した際は、市町村の窓口はその旨を届け出ることとされており、本市では国保の保険者として、会社等から発行された資格確認書や資格情報のお知らせ等により取得日を確認し、国民健康保険の資格喪失の手続きを行っています。 なお、被用者保険の資格取得手続に関しては、制度に基づき、各保険者が適切に行うものとされています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保険） 電話：06-6208-7964